

## 5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

市長や議員などの特別職職員の報酬等は、市内の公共的団体の代表者等により構成される「特別職の職員の報酬等審議会」の答申に基づき、市議会での審議を経て条例により決定されます。

市長は10%、副市長は7%、企業管理者・教育長は5%、議長は10万円、副議長は7万円、議員は3万円の給料月額額の減額を行っています。

区分		給料月額等		
給料	市長	1,179,000円（1,310,000円）	(参考) 政令市における最高/最低額 1,599,000円/500,000円 1,285,000円/841,500円	
	副市長	948,600円（1,020,000円）		
	企業管理者	788,500円（830,000円）		
	教育長	788,500円（830,000円）		
報酬	議長	920,000円（1,020,000円）	1,179,000円/779,000円	
	副議長	840,000円（910,000円）	1,061,000円/703,000円	
	議員	810,000円（840,000円）	953,000円/648,000円	
期末手当	市長 副市長 企業管理者 教育長	(2年度支給割合) 6月期 1.70月分 12月期 1.65月分 計 3.35月分		
	議長 副議長 議員	(2年度支給割合) 6月期 1.70月分 12月期 1.65月分 計 3.35月分		
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.54	(1期の手当額) 33,955,200円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×0.37	18,115,200円	
	企業管理者	給料月額×在職月数×0.28	11,155,200円	
	教育長	給料月額×在職月数×0.28	8,366,400円	
地域手当	市長	(支給率) 3%		
	副市長	3%		
	企業管理者	6%		
	教育長	6%		

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額(減額措置前の金額)及び支給率に基づき、1期(4年=48月 ※教育長にあつては3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。